

# 平成29年度建設工事入札参加資格審査にか かる発注者別評価事項の改正について

平成 28 年 3 月  
彦根市総務部契約監理室長

建設工事の入札参加者の格付にかかる発注者別評価事項について、次のとおり改正を行いますのでお知らせいたします。

ただし、今回の改正は平成 29 年度の入札参加資格審査から適用します。

## I 新たに評価項目を追加します。

### 1 障害のある人の雇用について対象とします。

障害のある人を雇用していること。

1 人雇用している場合は 2 点、2 人以上雇用の場合は 4 点を加点します。

### 2 女性技術者の雇用について対象とします。

女性技術者の雇用 1 人つき 2 点、最大 6 点まで加点します。

上記 1、2 とも 6 箇月以上の雇用であること、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入が条件となります。

### 3 保護観察対象者等の就労支援について対象とします。

大津保護観察所に協力雇用主として登録している場合に 3 点を加点します。

協力雇用主として、保護観察対象者等を 3 箇月以上雇用した場合に 6 点を加点します。

## II 現在の評価項目の加点点数を見直します。

評価項目の加点点数の各項目間の不均衡を調整するため、現在の評価項目の加点点数を見直します。

・ISO9001	15 点	→	8 点
・ISO14001	15 点	→	8 点
・エコアクション	10 点	→	5 点
・人権研修	5 点	→	3 点
・男女共同参画	5 点	→	3 点